

資料21 統計委員会委員名簿

(平成26年4月1日～26年12月31日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 育	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科特任教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成26年12月31日時点

(平成27年1月1日～27年1月28日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 育	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科特任教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成27年1月28日時点

(平成27年1月29日～27年3月31日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 育	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科特任教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長

注) 役職は平成27年3月末日時点

資料22 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成27年3月31日現在臨時委員は任命されていない	

資料23 統計委員会専門委員名簿

(平成26年4月1日～27年3月31日)

部会名	委員名	
国民経済計算部会	後藤 康雄 櫨 浩一	株式会社三菱総合研究所主席研究員チーフエコノミスト 株式会社ニッセイ基礎研究所専務理事
人口・社会統計部会	青山 貴子 池本 美香 井上 正 加藤 久和 ^{注1} 鈴木 真理 宮里 晓美 矢口 悅子 山田 育穂	山梨学院大学現代ビジネス学部准教授 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員 宝塚医療大学事務局長 明治大学政治経済学部教授 青山学院大学教育人間科学部教授 十文字学園女子大学人間生活学部教授 東洋大学文学部教授 中央大学理工学部教授
産業統計部会	青木 真美 大藪 卓也 鈴木 隆	同志社大学商学部教授 公認会計士 一般社団法人日本鉄道車輌工業会企画部長
サービス統計・企業統計部会	田付 茉莉子 永井 知美 野辺地 勉 二村 真理子 森 まり子 山本 渉	一般財団法人日本経営史研究所会長 株式会社東レ経営研究所産業経済調査部シニアアナリスト 太陽有限責任監査法人パートナー 東京女子大学現代教養学部准教授 東京商工会議所中小企業部担当部長 電気通信大学大学院情報理工学研究科講師
統計基準部会	専門委員なし	
匿名データ部会	伊藤 伸介 加藤 久和 ^{注1} 川口 大司 村田 磨理子	中央大学経済学部准教授 明治大学政治経済学部教授 一橋大学大学院経済学研究科教授 公益財団法人統計情報開発センター主任研究員

注1) 複数の部会に所属しているため、重複している。

注2) 平成26年度中（平成26年4月1日～27年3月31日）に開催された部会に属する委員を記載

注3) 役職は指名時点

注4) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料24 統計委員会開催状況（第75回～第85回）

回数	開催年月日	審議事項
第75回	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第66号「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」 ・諮問第67号「港湾調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第76回	平成26年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・統計法の施行状況について ・諮問第65号の答申「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」 ・諮問第68号「国勢調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第77回	平成26年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第66号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」 ・諮問第67号の答申「港湾調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第78回	平成26年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第69号「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について ・統計委員会部会設置内規の改正について
第79回	平成26年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更について」 ・諮問第71号「薬事工業生産動態統計の指定の変更について」 ・諮問第72号「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第80回	平成26年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第I期基本計画関連分）について ・諮問第68号の答申「国勢調査の変更について」 ・諮問第69号の答申「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第73号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」 ・諮問第74号「内航船舶輸送統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第81回	平成26年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第72号の答申「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」 ・諮問第75号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」 ・部会の審議状況について

回数	開催年月日	審議事項
第82回	平成26年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第74号の答申「内航船舶輸送統計調査の変更について」 ・諮問第75号の答申「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」 ・諮問第76号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について ・部会に属すべき専門委員の指名について ・部会の審議状況について
第83回	平成27年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第73号の答申「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」 ・諮問第76号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
第84回	平成27年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第77号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第85回	平成27年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）について ・諮問第70号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について」 ・諮問第77号の答申「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」 ・諮問第78号「経済センサス - 活動調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について

資料 25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日
統 計 委 員 会 決 定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないものの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 10 月 5 日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料 26 国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数

2015年3月末現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計(130)	14789	3678	10138	973
ESCAP 域内国(58)	14450	3398	10111	941
アフガニスタン	159	56	98	5
アルメニア	55	15	38	2
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	26	3	23	0
アゼルバイジャン	33	19	14	0
バングラデシュ	532	177	309	46
ブータン	242	65	173	4
ブルネイ	202	15	187	0
カンボジア	406	96	293	17
中華人民共和国	755	151	587	17
クック諸島	92	28	64	0
北朝鮮	88	0	88	0
ミクロネシア連邦	80	29	48	3
フィジー	278	73	197	8
ジョージア	28	15	13	0
グアム	35	0	35	0
香港	234	89	139	6
インド	472	174	212	86
インドネシア	622	188	395	39
イラン	500	114	316	70
日本	100	60	40	0
カザフスタン	52	26	21	5
キリバス	149	23	125	1
キルギス	28	15	13	0
ラオス	453	89	308	56
マカオ	146	6	121	19
マレーシア	602	160	415	27
モルディブ	477	68	404	5
マーシャル諸島	96	13	82	1
モンゴル	600	110	397	93
ミャンマー	604	103	408	93
ナウル	11	6	5	0
ネパール	683	122	549	12
ニューカレドニア	28	1	27	0
ニュージーランド	12	0	12	0
ニウエ	46	7	39	0
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	573	141	416	16
パラオ	9	4	4	1
パプアニューギニア	288	65	222	1
フィリピン	952	195	693	64
大韓民国	388	105	283	0
ロシア	16	2	14	0
サモア	162	60	94	8
シンガポール	110	48	45	17
ソロモン諸島	120	22	87	11
スリランカ	782	169	577	36
タジキスタン	81	31	50	0
タイ	855	184	595	76
東ティモール	146	17	127	2
トンガ	117	42	73	2
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トonga	33	13	10	10
トルクメニスタン	9	6	3	0
ツバル	50	10	40	0
ウズベキスタン	56	28	8	20
バヌアツ	104	25	78	1
ベトナム	622	108	453	61
ESCAP 域外国(72)	339	280	27	32
アルバニア	2	2	0	0
アルジェリア	1	1	0	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
アルゼンチン	1	1	0	0
バルバドス	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0
ブルンズル	7	6	1	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボツワナ	2	2	0	0
ブルガリア	2	2	0	0
カメルーン	4	4	0	0
コロンビア	1	1	0	0
コモロ	1	1	0	0
コートジボワール	1	1	0	0
キューバ	3	3	0	0
チェコ共和国	1	1	0	0
ドミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エジプト	10	10	0	0
エチオピア	13	13	0	0
赤道ギニア	1	1	0	0
フランス	8	0	8	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	21	12	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ホンジュラス	4	4	0	0
イラン	20	20	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	6	6	0	0
コソボ	4	4	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	8	8	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	5	5	0	0
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	1	1	0	0
モルドバ	3	3	0	0
モザンビーク	10	4	0	6
ニジェール	2	2	0	0
ノルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	14	14	0	0
パナマ	2	2	0	0
ハフジアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	9	9	0	0
セントルシア	2	1	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	4	4	0	0
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	1	1	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
スロバキア	1	1	0	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
スワジランド	8	8	0	0
イスラム	2	0	2	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	30	25	0	5
ウガンダ	1	1	0	0
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	12	0	10	2
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	8	8	0	0
ジンバブエ	2	2	0	0
南スーダン	2	2	0	0
イタリア	1	1	0	0

資料 27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

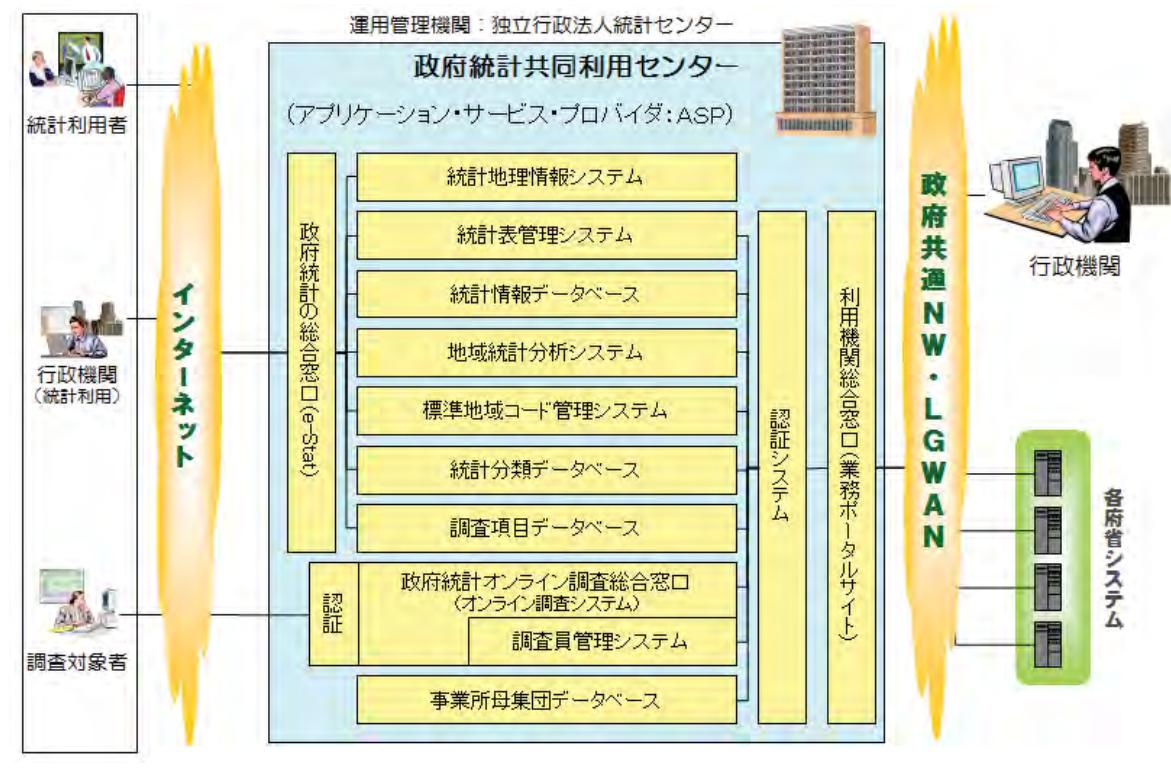
これらの機能に、平成 26 年 10 月に、利用者のシステムが統計データを自動的にダウンロードできるようにする API 機能の追加を、27 年 1 月に、統計 GIS にユーザ保有のデータを取り込む機能等を有する、「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」の機能追加を行いました。

The screenshot shows the homepage of the e-Stat portal. At the top, there is a banner with the text "e-Stat" and the URL "http://e-stat.go.jp". Below the banner, the main navigation bar includes links for "お問い合わせ", "ヘルプ", "English", "文字拡大・読み上げ", "e-Stat", "政府統計の総合窓口", "統計データを探す", "地図や図表で見る", "調査項目を調べる", "統計サイト検索・リンク集", "ログイン", and "API機能", "GIS機能", "活用術", and "アンケート". The page features several search and analysis tools: "統計データを探す" (Search statistics), "地図や図表で見る" (View maps and charts), "調査項目を調べる" (Check survey items), and "API機能", "GIS機能", "活用術", "アンケート". There are also sections for "新着情報", "公表予定", and "お知らせ". Three callout boxes highlight specific features: 1) "統計表のダウンロードや、人口ピラミッドをはじめとした様々なグラフを作成できます。" (You can download statistical tables and create various graphs, such as population pyramids). 2) "地域で見る統計(統計GIS)を使うと、地域のすがたがよくわかります。" (Using statistical GIS to view statistics by region, you will better understand the shape of the region). 3) "統計調査の調査表や調査項目などを詳しく調べることができます。" (You can check detailed information about investigation forms and survey items).

資料 28 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料 29 指定委託法人の検討（統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の見直しの検討）
について
(各府省等に対する意見照会結果と対応)

平成 26 年 12 月 18 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 意見照会結果

指定委託法人の検討に関し、各府省等に対して実施した意見照会（回答期限：平成 26 年 5 月 9 日）の結果概要は以下のとおり。

(1) 指定委託法人の追加候補について

所管の独立行政法人等に関し、(独) 統計センターのほかに統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当すると考えられる法人（潜在的な可能性を有するものを含む）がないかを照会

→ 該当する法人はなかった。

(2) 指定委託法人の規定の見直しについて

事務の全部委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定していることについて、委託先の条件を緩和することの必要性等を照会

→ 現行の規定で支障がないとする意見のほか、特段の意見はなかった。

(3) 全部委託する業務の内容について

拡大又は縮小すべき業務はないかという観点等から照会

→ 以下の意見が見られた。

- ・ リモートアクセスを活用したオンサイト利用の実用化やオーダーメード集計の利用条件の緩和など、統計法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供等も含めた新たな提供形態を想定し、今後、適宜適切な検討を行うことが必要。
- ・ 事前相談の対応に相当の負担が生じていることも踏まえ、システム化・自動化方策も含めた、制度や合理的なサービスの整備を検討することが必要。

(4) (独) 統計センターについて

事務の全部委託先の (独) 統計センターについて、これまでの実績に対する評価等を照会

→ 独立行政法人通則法第 34 条に基づく「統計センターの第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価書」（平成 25 年 9 月 総務省独立行政法人評価委員会）では、オーダ

一メード集計に関して A 評価（目標を十分に達成）、匿名データの提供に関して A A 評価（目標を大幅に上回って達成）となっている。

また、委託元の府省から、平成 25 年度における受託業務の満足度に関して「満足」又は「おおむね満足」との回答を受けている。

今後とも中核的な役割を果たすことが期待される。

2 結果を踏まえた対応

(1) 事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適當か。

意見照会の結果、事務の全部委託先の（独）統計センターについての評価は高く、今後も中核的な役割を果たすことが期待されるため、引き続き指定することが適當である。

(2) （独）統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適當か。

意見照会の結果、指定委託法人の追加候補はなかった。

また、この 5 年間において、公的統計調査の業務の民間委託は更に拡大しており、民間事業者においてオーダーメード集計や匿名データの提供の事務を受託するための体制は、以前に比べると整ってきていると考えられるが、委託される事務の中には「学術研究の発展に資すると認める場合」等に該当するか否かの判断など、本来調査実施者が行うべき事務も含まれることから、全部委託する業務の内容に変更がない限り、委託先は行政機関に準じる者とすることが望ましい。

(3) 全部委託する業務の内容は適當か。

意見照会の結果、今後検討すべき課題はあるものの、現時点においては適當であると考える。

→ 以上を踏まえると、指定委託法人に関する規定（統計法第 37 条）について、現時点で特段の措置を講じる必要はないものと考える。

ただし、オーダーメード集計の利用条件の緩和など、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において掲げられた「調査票情報等の提供及び活用」に関する課題の検討を進める中で、今後、本規定について見直しが必要となる場合がある。

(第 17 回統計データの二次的利用促進に関する研究会 配布資料 7)

統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の 見直しの検討に当たっての論点（案）

平成 26 年 3 月 26 日
総務省政策統括官室（統計基準担当）

1 経緯

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適當としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。」とされたことを受け、統計法附則第 17 条の見直し条項（本則第 37 条の見直し）が盛り込まれたもの。

2 論点

- (1) 事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適當か。
 - これまでの 5 年間の実績や評価はどのようにになっているか 等
- (2) (独) 統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適當か。
 - 業務の委託先に求められる要件はどのようなものか。
(例：情報管理体制は万全か、製表業務や秘匿処理の方法に精通しているか、国民の信頼を確保できる法人か 等)
- (3) 全部委託する業務の内容は適切か。
 - 拡大又は縮小すべき業務はないか。

※ 上記の論点に沿って検討を行い、平成 26 年度中に結論を得る。

統計法令関係条文
(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討 関係)

統計法 附則

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

統計法

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をを利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

統計法施行令

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。